

新型コロナウイルスの影響等により徴収猶予の特例を受けられた方へ

## 猶予の期限にご注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限についてご確認いただき、期限までに納付をお願いいたします。

なお、引き続き納税が困難な場合、他の猶予制度がありますので、税務課までお早めにご相談ください。

### 以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度猶予申請が必要となり、職員が状況等の確認や資料のご提出等をお願いすることがあります。  
(資料のご提出等にあたっては税務課にお問い合わせください。)

※ eLTAX からでも徴収猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。